外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である兼山嘉人及びポール・フォーグが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月十九日

東京都港区虎ノ門一丁目二番一六号

Lehman Brothers Real Estate Japan Limited

日本における代表者　兼山　嘉人

同　ポール・フォーグ

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十二月二十日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十四年十二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十一月十九日

仙台市宮城野区新田二丁目一七番三八号

株式会社三浦善作商店

代表取締役　三浦　永子

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年十二月二十日をもって第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十一月十九日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号大手町ファーストスクエアイーストタワー四階

Ramius Japan Ltd

日本における代表者　菅原　寿

債権申出の公告（第三回）

当社は、商法（平成十七年法律第八十七号による改正前のもの）第四〇六条ノ三第一項の規定により平成十四年十二月三日に解散したところ、残余財産の清算のため、平成二十四年十月二十五日、東京地方裁判所（平成二十四年（ヒ）第四五九号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月十九日

東京都文京区本郷五丁目三三番一一号

株式会社トゥインビリー

清算人弁護士　大串　淳子

（連絡先　東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年十一月十六日開催の臨時総代会において、平成二十五年三月二十一日より出資一口の金額を一千円から五百円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

以上、消費生活協同組合法第四十九条および第四十九条の二の規定により公告いたします。

平成二十四年十一月十九日

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

生活協同組合さいたまコープ

代表理事理事長　佐藤　利昭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十四億八千万円減少（A号優先資本金の減少額については十七億四千七十五万円、B号優先資本金の減少額については七億三千九百二十五万円）して、四十九億三千五万円（減少後のA号優先資本金の額については三十四億六千五十五万円、減少後のB号優先資本金の額については十四億六千九百五十万円）とし、損失のてん補に充てる額を二十四億八千万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月二十三日

掲載頁　五十四頁（号外第九十三号）

平成二十四年十一月十九日

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

Koigakubosc特定目的会社

取締役　大塚　玲二

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金三億五千三百四十万円減少し、金六十一億七千八百八十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十二月二十日であり、取締役の決定は、平成二十四年十一月十六日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年十月二十三日付官報の号外第二三〇号五十頁に掲載されています。

平成二十四年十一月十九日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

二番町インベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/hsb.html

平成二十四年十一月十九日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

東新宿ビルディング特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条第一項に基づき、優先資本金の額を二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十四年五月十四日付け官報の号外第一〇五号六十頁に掲載されています。

平成二十四年十一月十九日

東京都港区虎ノ門三丁目一八番六号

ロイヤルパインズアセットホールディングス特定目的会社　取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額八十二億五千万円を三十五億円に減少して発行済優先出資総口数十六万五千口を一口に対して五万円をもって七万口に有償消却することとしましたので（減少すべき優先資本金の額は四十七億五千万円であり、優先出資の消却に要する金額は四十七億五千万円である。）、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十四年十一月十九日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

ガッサン・プロパティーズ特定目的会社

取締役　三品　貴仙

訂正公告

平成二十四年十一月八日（号外第二四三号）掲載の決算公告（枠組）中、「（うち当期純利益）」とあるは「（うち当期純損失）」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年十一月十九日

東京都中央区銀座一丁目一四番五号

株式会社フローリィネット

代表取締役　河野　恵美

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二三		終りから八	愛知県豊田市美山町4丁目11番地14	愛知県豊田市陣山町2丁目21番地9

平成二十四年十一月十四日掲載の東京地方裁判所に係る平成二十四年（ヒ）第二〇六九号特別清算開始中

（印刷誤り）

二五	一		清算株式会社　株式会社ニコ・ニコスデムス

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十六日付特第三一号
付政府調達第二三一号二四

二ページ●同月十九日付第二五〇号六四ページ●同日

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）